

## 平成26年第4回八雲町議会定例会会議録（第3号）

平成26年12月10日

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 1 号 八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 2 号 八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 号 八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 号 八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 5 号 八雲町ふれあい交流センターくまいし館条例
- 日程第 5 議案第 6 号 八雲町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 7 号 八雲町新規就農支援資金貸付条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 発議第 1 号 八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 8 号 渡島・檜山地方税滞納整理機構規約の変更について
- 日程第 9 議案第 9 号 新町建設計画の変更について
- 日程第 10 議案第 15 号 財産の取得について
- 日程第 11 議案第 10 号 平成26年度八雲町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第 12 議案第 11 号 平成26年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 13 議案第 12 号 平成26年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 14 議案第 13 号 平成26年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 15 議案第 14 号 平成26年度八雲町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 16 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 17 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会調査報告書
- 日程第 18 議会広報広聴常任委員会報告書
- 日程第 19 請願第 1 号 漁業用燃油に係る軽油引取税の免税措置の堅持に関する国への意見書提出を求める請願書
- 請願第 2 号 漁業用燃油に係る軽油引取税の免税措置の堅持に関する国への意見書提出を求める請願書
- 請願第 3 号 漁業用燃油に係る軽油引取税の免税措置の堅持に関する国への意見書提出を求める請願書

- 日程第 2 0 発議第 2 号 年金積立金の専ら被保護者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書
- 日程第 2 1 発議第 3 号 再生可能エネルギー拡大の条件整備を求める意見書
- 日程第 2 2 発議第 4 号 労働者派遣法改定案に反対する意見書
- 日程第 2 3 発議第 5 号 難病や小児慢性特定疾病の患者の自己負担の見直しを求める意見書
- 日程第 2 4 発議第 6 号 後期高齢者医療制度の「特例軽減措置」の継続を求める意見書
- 日程第 2 5 発議第 7 号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書
- 日程第 2 6 発議第 8 号 国民健康保険事業に対する国庫負担金の増額を求める意見書
- 日程第 2 7 発議第 9 号 特定秘密保護法の慎重な運用を求める意見書
- 日程第 2 8 発議第 1 0 号 安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書
- 追加日程第 1 発議第 1 1 号 漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書
- 日程第 2 9 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

**○出席議員（16名）**

1 番 佐 藤 智 子 君		2 番 横 田 喜世志 君
3 番 安 藤 辰 行 君		4 番 岡 島 敬 君
5 番 三 澤 公 雄 君		6 番 掛 村 和 男 君
7 番 田 中 裕 君		8 番 赤 井 睦 美 君
9 番 牧 野 仁 君		1 0 番 大久保 建 一 君
1 1 番 宮 本 雅 晴 君	副議長	1 2 番 千 葉 隆 君
1 3 番 岡 田 修 明 君		1 4 番 黒 島 竹 満 君
1 5 番 斎 藤 實 君	議 長	1 6 番 能登谷 正 人 君

**○欠席議員（0名）**

## ○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	伊瀬司君
副町長	植杉俊克君	総務課長	山形広己君
企画振興課長 兼行財政改革推進室長	萬谷俊美君	併選挙管理委員会事務局長 情報政策室長 兼新幹線推進室長	吉田邦夫君
財務課長 兼収納対策室長	梶原雄次君	総合病院建設企画課参事 会計管理者 兼会計課長	中野勝弘君
住民生活課長	山田耕三君	保健福祉課長	前小屋忠信君
農林課長 併農業委員会事務局長	佐藤隆雄君	水産課長	横山隆久君
商工観光労政課長	岡島建夫君	商工観光労政課参事	藤牧直人君
建設課長	河田實君	公園緑地推進室長	半谷広志君
環境水道課長	九十田亨君	落部支所長	柴田幸一君
教育長	瀧澤誠君	教育委員長 社会教育課長 兼図書館長 郷土資料館長 町史編さん室長	宮田千秋君
学校教育課長	荻本和男君	学校給食センター所長 監査委員	城近真君
体育課長	浅井敏彦君	総合病院管理課長	沢野治君
学校教育課参事	本庄伯幸君	総合病院建設企画課長	千田健悦君
総合病院事務長	齋藤真弘君	八雲消防署長	成田耕治君
総合病院医事課長	五十川厚子君	八雲消防署消防課長	鈴木敏秋君
消防長	大泉達雄君		桜井功一君
八雲消防署管理課長	大淵聡君		伊丸岡徹君
【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】			
地域振興課長	牧茂樹君	住民サービス課長	輪島光昭君
産業課長	井口啓吉君	熊石教育事務所長	池田大蔵君
海洋深層水推進室長		熊石国保病院事務長	桂川芳信君
熊石消防署長	手塚剛君		

## ○出席事務局職員

事務局長	鈴木明美君	併議事係長	戸田淳君
併監査委員事務局長		監査委員事務局監査係長	
庶務係主任	吉田正樹君		
併監査委員事務局監査係主任			

[開議 午前10時00分]

### ◎ 開議宣告

- 議長（能登谷正人君） 昨日に引き続き会議を再開いたします。  
本日の出席議員は15名です。  
よって、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたしました。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に赤井睦美さんと斎藤實君を指名いたします。

### ◎ 諸般の報告

- 議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。  
○議会事務局長（鈴木明美君） ご報告いたします。  
本日の会議に町長より議案1件と人事案件1件が追加提出されております。  
また、議員発議によります条例改正が1件、意見書案が9件、航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会調査報告書、議会広報広聴常任委員会研修視察報告書、議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書が、それぞれ提出されております。  
本日の会議に掛村和男議員、遅刻する旨の届け出がございます。以上でございます。

### ◎ 日程第2 議案第1号

- 議長（能登谷正人君） 日程第2 議案第1号八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
提出者の説明を求めます。  
○学校教育課長（荻本和男君） 議長、学校教育課長。  
○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。  
○学校教育課長（荻本和男君） 議案第1号、八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。  
議案書1ページをお開きください。本件は平成27年1月1日から施行される八雲町子どもいじめ防止条例第14条で設置することとしている、八雲町いじめ対策委員会委員の報酬及び費用弁償の額を定めようとするものであります。このいじめ対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止等のための対策の推進に関する重要事項を審議する他、いじめ防止条例第24条に定める、いじめによる重大事態が発生したときの第三者機関としての調査主体となるものです。いじめ対策委員会委員を委嘱する弁護士の報酬額は、八雲町情報公開審査会委員及び八雲町個人情報保護審査会委員の弁護士と同額の日額2万円。弁護士以外

の委員の報酬額については、社会教育委員他、日額の八雲町非常勤職員と同額の日額 5,600 円と定めようとするものであります。また、費用弁償の額も他の非常勤職員の費用弁償の額と同様に職員の旅費と同額としようとするものであります。

改正の内容は、条例第 2 条、5 条、7 条で定める別表の、区分の段の青少年問題協議会委員の項の下に、いじめ対策委員会委員（弁護士）の項及びいじめ対策委員会委員（弁護士以外のもの）の項を加え、報酬の額の段に同じく弁護士日額 2 万円、弁護士以外のもの日額 5,600 円を加えるものであります。

附則として、施行日を子供のいじめ防止条例の施行日と同じ平成 27 年 1 月 1 日とするものであります。

簡単ですが、以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 3 議案第 2 号から議案第 4 号まで

○議長（能登谷正人君） 日程第 3 議案第 2 号八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第 3 号八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例、並びに議案第 4 号八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の 3 件については関連がありますので、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（山形広己君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（山形広己君） 議案第 2 号から議案第 4 号まで関連がございますので、一括ご説明させていただきます。

この度の改正は、人事院勧告による国家公務員の給与改定等に準じ、特別職及び一般職の給料及び勤勉手当等について改正しようとするものであり、その内容につきましてご説明させていただきます。

はじめに、今年度の人事院勧告の内容でございますが、1 点目として月例給については民

間との給与格差を解消するために、若年層に重点を置きながら平均で0.3%の給与を引き上げることとし、2点目は手当を0.15カ月分引き上げ、その配分は全て勤勉手当とするものであります。これにより期末勤勉手当の年間支給月数は、3.95カ月分から4.10カ月分となります。給与の改正は平成26年4月1日から、勤勉手当は12月1日から適用するものであります。

この他、今年度の人事院勧告は通勤手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当などの改正があった他、給与制度の総合的見直しということで、高齢職員の給与の引き下げを内容とする給与制度の見直し勧告がありましたが、それらにつきましては平成27年4月1日施行のため、来年3月の定例会におきまして改正する予定となっております。

それでは条例改正の内容につきましてご説明いたします。先に4ページの議案第4号一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。第17条は勤勉手当についてですけれども、0.15カ月分を引き上げて、第1号の職員、これは再任用職員以外の職員ですけれども、現行100分の70から100分の85に改正となります。また、第2号の職員、これは再任用の職員ですが、再任用の職員はこれまで期末勤勉手当、合わせて年間2.10カ月分支給されておりましたが、この度の人事院勧告では0.05月分引き上げられ、100分の40から100分の45に改正しようとするものであります。次に、中段の別表第1行政職給料表及び8ページに記載しております別表第2医療職給料表イの医療職給料表(2)の改正は冒頭でお話ししましたように、若年者を中心に給料の改正がございましたので、給料表を改正しようとするものであります。

なお、医療職給料表(1)医師に適用される給料表であります。この度の人事院勧告では改正はございませんでした。12ページをご覧いただきたいと思えます。

附則ですけれども、第1号の施行期日は公布の日からとし、改正後の17条第2項の勤勉手当の改正は平成26年12月1日から、別表給料表の改正は平成26年4月1日から適用させるものであります。第2号は適用日前に職務の級を移動した者との調整。第3号は給料表が平成26年4月1日に遡り改正となることから、改正前の給料表で支給していた給与は、改正後の給与の内払とみなす規定であります。

次に2ページに戻っていただき、議案第2号の八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。第2条第3項は期末手当の規定であります。一般職との読み換え規定により、現行100分の205を0.15月分引き上げ、改正後は100分の220とするものであります。

次に3ページの議案第3号八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議案第2号と同様の改正でありますので、説明を省かせていただきます。

以上、第2号から第4号までの改正により、一般会計では給料および手当、共済費を含め約1,900万円の増額となり、この後の補正予算で不足分を対応させていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上、議案第2号から議案第4号までのご説明を終わらせていただきますので、よろしく

お願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 2点お伺いいたします。

医療職給料表の中で、一番最後に保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用すると書いてますけども、今回の改定で例えば検査技師さんとか、薬剤師さんとかが入らないのは、なぜなのかということをお伺いしたい。

もう1点は、総務課長の説明の中に今回の改正は若年層に向けてという表現があったんですが、それを考えると一般職の中の（2）の部分です。再任用の方には適用しなくてもいいんじゃないのかなというような疑問があるんですけども。お答え願います。

○総務課長（山形広己君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（山形広己君） まず1点目のですね、医療職の中での医療技術者の検査技師ですけども、これは一般行政職給料表を適応しておりますので、そちらで改正されております。

2点目の再任用職員の給料表自体は変わってません。これは表が全て若い人から年配までの給料表ですので、再任用も含めてそのままの給与で、若年者だけの給料表が変わってるもんですから、全て給料表そのものを差し替えといいますか、替えたということでご理解いただきたいと思います。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 技師さんと薬剤師さんの方は分かりました。そちらに一般職に入ってるってことは、ちょっと知識不足ですいませんでした。

100分の40が100分の45に変わっていますよね、再任用の。そこが若年者向けなら、いや僕も頭の中では再任用っていうのは、1度退職された方というふうに理解しているので、いいんじゃないかなって思ったんですけど。

○総務課長（山形広己君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（山形広己君） 先ほどの100分の40が100分の45に改正というのは、勤勉手当になります。一般職もですね、0.15カ月分勤勉手当が引き上げられましたけども、再任用の場合は、そもそもの支給月数が少ない、一般であれば現行で3.95が、今は現行で2.10になりますので、その2.10を0.5カ月分引き上げて2.15にするという改正になっております。給料表そのものは変わってはいません。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに議案第2号から議案第4号までを一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号から議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第4 議案第5号

○議長(能登谷正人君) 日程第4 議案第5号八雲町ふれあい交流センター熊石館条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民サービス課長(輪島光昭君) 議長、住民サービス課長。

○議長(能登谷正人君) 住民サービス課長。

○住民サービス課長(輪島光昭君) それでは、議案第5号八雲町ふれあい交流センター熊石館条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書13ページをお開き願います。本施設につきましては、本年12月20日の完成に向け工事が進められておりますが、供用開始にあたり設置条例が必要となることから、新たに条例を制定しようとするものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明申し上げます。第1条は設置についての規定で、町民の様々な活動を通して交流の促進を図り、活気ある地域社会をつくることを目的としてございます。第2条は名称及び位置に関する規定で、名称は「八雲町ふれあい交流センター熊石館」と称し、位置は八雲町熊石雲石町135番地2とするものであります。

なお、名称につきましては、八雲熊石地域町民のさらなる交流の活性化やふれあい交流の拠点とすべく、このような名称としたものでございます。第3条は職員に関する規定で、交流センターに必要な職員を置く旨の規定でございます。第4条は利用の許可に関する規定で、利用にあたっては、あらかじめ利用許可を受けなければならないことや、管理上必要があるときには条件を付すことができる旨の規定であります。第5条は利用の制限に関する規定で、第1号から第4号に記載のとおり公の秩序や風俗を乱す恐れがあるなどの利用について、一定の制限を加える旨の規定であります。第6条は利用許可の取り消し等に関する規定で、第1項第1号から第5号のいずれかに該当する時は、利用条件の変更等ができる旨の規定で、議案書14ページの第2項は利用者の損害に関する規定であります。第7条は入館の拒絶等に関する規定で、他人に危害を及ぼし迷惑をかける恐れがある者等の入館の拒絶、または退館させることができる旨の規定であります。第8条は使用料に関する規定で、議案書15ページの別表に記載しておりますが、使用料の設定に当たりましては、平成20年9月に平成



21年度から町内各施設使用料を平準化するための条例改正を行っておりますが、その際に用いられた使用形態別や各部屋の面積別に基礎とされた1平方メートル当たり単価を適用し、設定したものでございます。

また、別表の備考第1号から第8号につきましては、他の類似施設や熊石地域会館とほぼ同様の規定としております。

議案書14ページにお戻りいただきまして、第9条は使用料の減免に関する規定で、第10条は使用料の不還付に関する規定であります。第11条は利用者の義務に関する規定で、利用する権利の譲渡や目的外に使用してはならないなどの規定であります。第12条は特別設備等の制限に関する規定で、交流センターに特別の設備、また特殊な物件を搬入するときには、事前に承認を要する旨の規定であります。第13条は損害賠償に関する規定で、施設等を損傷したものはその損害を賠償しなければならない旨の規定であります。第14条は条例の施行に関し必要な事項について、町長が規則で定める旨の委任規定でございます。

附則の条例施行日につきましては、施設完成後の検査や受け渡し後の備品搬入などの期間等を考慮し、平成27年1月15日から本条例を施行しようとするものでございます。

以上、大変簡単ではございますが、議案第5号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） いよいよ旧福祉センターの解体が終わりまして、新しい施設ができるわけなんですけども。どっかの場面で説明されたのは理解してるんですけど、若干確認というんですか、考え方をちょっとお聞かせ願いたいんですけども。先の一般質問で赤井議員が、福祉センターを開放するというふうな、ゆめ議会の中でそういう議論があったというふうなやりとりがございまして。それらを加味してですね、子供たちがどういうふうなスタイルでやろうとしているのか、その辺の考え方、部局の方に下がっているのか、担当課の方に下がっているのかどうか、お聞かせ、まず1点。

それと、この福祉センターは旧福祉センター、学童保育やっていたと思うんですけども、これは今後どういうふうにしていくのか。学童保育、多分ここの設置のその他実習、諸活動ということで網羅されてるのかなと思うんですけど。

その辺の考え方と、それと、せっかく新しい施設なものですからね、単にこれから管理ということをしていかなければならないと思うんですけども、この必要な職員を置くっていうふうな表現されてるんですけども、これは管理人を置くって意味ではないと思うんですけど、その辺のフォロー体制がどういうふうな方向でいこうとしているのか、お聞かせ願いたい。

それと、別表の中で使用料の料金表ございますけども、これトータルすると、まあ全館借り上げしたいというふうな方々も将来出てくると思うんですけども。そうすると、全館と

ということになると、これ計算すると一括でいくと2万8,440円になるんですけども。この一括借り上げてことになると、多分、冠婚葬祭の方々が使用する時ぐらいかなと思うんですけども、こういう場合は特別割引とかそういうふうな手法を取り入れていこうとしているのか、あくまでも料金の設定に従って徴収しますよという考え方なのかどうか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいんですけども。

○住民サービス課長（輪島光昭君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（輪島光昭君） 質問の順番、答弁順番通りにはいかないかもしれませんが。

まず、別表の料金でございますけども、一括借り上げすると2万8,000いくらかということでございます。割引ということは今のところ考えてございません。これは旧福祉センターの時も同様でして、全館借り上げで、例えば葬儀で使いますよと言っても2日使うのであれば、全館借り上げの分の料金を加算して徴収しておりましたので、その考えに基づくと割引ということは今のところ考えてございません。

それから、職員の配置のことでございますけども、当然施設ですと、当然あの館長なるものが必要になってくると。常駐するわけではございませんけども、旧福祉センターのときであっても、今の例えば総合センターであっても、館長というのは常駐ではございませんけれども、他に発令といいますか、町の内部での発令行為の中で発令して、館長を任命されると。その他に利用に当たって、当然全てが館長が出来るわけではございませんので、内部の中でその職員、この事務を取り扱う職員、発令まではいかないかもしれませんが、担当所管課の担当係の方が、その事務を扱うということになるかと思えます。

それから、管理の仕方でございますけども、管理は従前から最初から、設置するという段階からですね、管理の仕方は従来と同じような管理の仕方と。まあ使用する時間の前に管理人といいますか、その方が事前に出向いて行って、部屋の鍵を開けたり、冬場であれば事前にストーブをつけておいて、利用者に迷惑がかからないようにと。で終わる時間をもって、終わる時間の前にその方が、同じ方が行って終わったのを確認して、火元の確認であるとか、施錠の確認であるとか、そういう形で管理することになると思います。それは今までと同じというふうに考えてございます。

学童でございますけども、学童につきましては最初から旧熊石福祉センターの時も学童保育として1部屋使っておりましたので、ここの施設につきましても学童専用の部屋を設けてございます。ですから当然、そこに学童を運営してる方から行政財産の使用願を出していただいて、その中で許可して使用していただくということになると思います。

それから、ゆめ議会でのやりとりのことでのご質問だと思いますけども、あの時の議会での答弁は、一般開放することはちょっと難しいよということで、様々なイベントがある中で、ご両親またはご家族とともに大いに参加なりしていただいて、利用していただきたいということでお話ししましたけども。そこまでのことであって、それ以降のですね、具体的な子供たちからアイデアを募集して何かイベントとか、そういうことについては今のところまだ

日にちが経っておりませんので、これからのことになるのかなと思っておりますので、よろしくご理解の方、お願いしたいと思います。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 分かりました。新しい施設なものですから、大勢の町民の方々にたくさん使ってもらいたいというのが、そういう趣旨も私は十分配慮していかなければならないと思うんですけども。冠婚葬祭等々になると町民割引という言葉、いろんな場面でありますよね。町民割引、非常に響きの良い言葉なんですよ。だから施設も新しくなりましたので、その辺ちょっと工夫してやるでも良いのかなというふうな考えを持っているんですけども。

それと、従来どおり今あそこには管理人は置きませんよ。旧福祉センターの古い建物でしたから。その辺は理解できるんですけど、今度は新しくなってですね、いろんな場面で大切に我々も使用していかなければならないと思うんですけども。ある一定期間は、私はね管理人体制をしくべきだと思うんですよ。ある一定時間。永遠でなくして。やっぱり不便さもこれから感じてくるだろうし、そういうふうなフォロー体制もね、きちっとしてやらないと、町民の方々に不便さを感じさせるような恐れのないようなフォロー体制をしっかり進めていってほしい。

それと、学童保育がある1室を使わせませよということになると、これは全館一括借り上げということにはならない。ある1室は学童保育専用の場所ですよというふうになる。それは徴収とかそういうやつはどういうふうになるのでしょうか。

それと、最後に、中学生が我々の考え方とちょっと違う視点ですね、いろんな生徒さん方がいろんなアイデアを持ち寄ってくると思うんですよ。ゆめ議会でそういう話がされたということになると、やっぱり私はこういう新しい場所はですね、大勢の方々にいろんな角度からいろんな方向で使ってもらいたい。これが、私は趣旨だと思うんですけど。この辺、ちょっと工夫してですね、熊石館のね運営にもっとももっといろんな視点、角度から取り組んでいったらいかがでしょうか。以上でございます。

○住民サービス課長（輪島光昭君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（輪島光昭君） まず冠婚葬祭の町民割引はどうかということだと思いますけども。先ほども答弁しましたけども、今のところ考えておりませんということでございます。また、例えばの例の話でございますけども、実は福祉センター使わないで、あるお寺さんを使いますといった場合には、私の知っているお寺では2日使って8万円と。冬であれば、それに灯油代だよって5,000円だよということ、2日使うと8万5,000円かかるということでございます。

ですから、福祉センターをですね、先ほど田中議員、1日全館貸し切ると2万8,000円ということで、2日借りても5万6,000円と。それに1日あたりの燃料代が1日、今想定しているのは1,000円ちょっと程度なんでございますが、足しても5万8,000円くらい、多分収

まるのかなど。お寺を借りてやるよりは、確かにこちらの方が広くて使い勝手はいいのかも  
しれませんけれども、それと比較いたしましても、まあお寺の方が高くなるということであ  
れば、福祉センターの方がまだ割安なのかなという気はいたします。

それともう1点、次に一定期間、管理人を常駐させてはどうかということでございます。  
今まで通りの管理の仕方、利用者には不便をかけないような形をとることを想定して考えて  
おりますので、仮に常駐するとした場合には財政的な措置と、当然管理人さんなら●●手当  
というものが、給与までいかななくても手当というものが発生するのかなと思って、1日全て  
拘束することになるとすると、今考えてるその費用よりも相当、それなりの財政需要が出て  
くるのかなと思っております。

次に、学童でございますけども、これは従前もその子育てを支援する、補完する1つの事  
業だよということで従来から免除してございます。それと、使用料の規定とございますか、以  
前に改正した施設の運用の中です、町から補助している団体がその目的のために使う時  
には使用料は免除するよという、そういう規定もございますので。これについては、学童が  
この1室使うことについては使用料は免除したいというふうに考えてございます。

それから、子供さんたちにいろいろなアイデアでということでございますけども、中学生  
今ですね、例えばのことを言って大変申しわけないんですけども、今熊石第1中学校はブ  
ラスバンドに非常に力を入れております。そして音楽の先生も非常にピアノができる先生だ  
ということも聞いております。ですから、こちらから問いかけることも可能だと思いますけ  
ども、子供さんたちが演奏を披露する場面がもし自分たちでやりたいということであれば、  
それは大いに使っていいのかなど。そういうこともですね、学校さんの方ともちょっと話し  
しながら、大いに利用していただけるように取り組んでいきたいなと思っておりますので、  
よろしく願いいたします。

○7番(田中 裕君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 田中さん。

○7番(田中 裕君) 竣工式というのかね、祝賀会というんですか、完成しましたという  
ふうなことで、旧来八雲町としてはいろんな場面でやってないふうなんですけども、今回も  
ただ完成を陰ながら喜ぶというふうな、そういうスタイルでいいんですね。

それと、管理体制のことが、指定管理という言葉ありますよね。その辺、何か検討された  
経緯があるんでしょうか。私せっかく新しいもんですからね、大事に使っていかねばなら  
ないってことになる、やっぱりそこに人の目も置かなければならないと思うんですけ  
ども。その辺の考え方を聞いて、終わらしていただきたいと思います。

○住民サービス課長(輪島光昭君) 議長、住民サービス課長。

○議長(能登谷正人君) 住民サービス課長。

○住民サービス課長(輪島光昭君) 建物完成した後の竣工式を予定しているかというこ  
とでございますけども、私4月に引き継ぎ受けた段階では、そういうことは予定してない  
というふうに引き継いでございます。しかしながら、建物できたんですから、少なくとも一番  
多く利用するであろう地域の住民の方々には、内覧会とございますか、そういうことを考えて

みたいなの思っております。その中で今考えているのは、中学生、第1中学校の生徒さんたちブラスバンドの方々をお願いして時間を設けてですね、時間を設定して、その中で簡単なセレモニーと申しますか、そういうこともちょっと今計画してみたいのと、計画というか、ちょっと今話はしてるんですけど、内部で話はしているんですが、一応、そういうことを考えております。

それから、指定管理について検討したのかということでございますけれども、建物を計画したときに管理の在り方について、指定管理のことについても検討したと聞いております。しかしながら、やはり指定管理するにはそれなりの経費がかかるということで、従来どおりの管理の仕方というふうに決定したと聞いておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案の通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第5 議案第6号

○議長（能登谷正人君） 日程第5 議案第6号八雲町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（山田耕三君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（山田耕三君） 議案第6号八雲町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書16ページであります。この度の改正は健康保険法施行令の改正により、出産育児一時金の支給額が39万円から40万4,000円に改められたことから既設条例の一部を改正しようとするものであります。第5条第1項中の出産育児一時金の支給額を39万円から40万4,000円に改めるものであります。なお、同項但し書きに規定の健康保険法施行令で定める産科医療補償制度における掛金が3万円から1万6,000円に改められたことから、3万円を上限に規則で定める額を1万6,000円に改正することとなるため、支給総額の42万円に変更はないものであります。

附則として、平成27年1月1日から施行しようとするもので、施行日前の出産について

はなお従前の例によるものであります。

以上、議案第6号の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 法律の適用からいったら施行日前は2のようなことになると思うんですけども。この本会議で可決成立した後から1月1日までの間にもし出産する方がいらっしまった場合はですね、不公平を感じるんじゃないかなと思うんですけども。その辺はどうなんでしょう。

○住民生活課長（山田耕三君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（山田耕三君） 今回のこの改正につきましては、出産育児一時金の額が39万から40万4,000円に改正になりますけれども、それに上乗せをしていた3万円の部分、これが1万6,000円に産科医療制度の掛け金なんですけれども、1万6,000円に下がるといいう事で、実際に受ける出産育児一時金は42万円で、法改正後も同額でございます。でご理解をお願いします。

○5番（三澤公雄君） 理解しました。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第6 議案第7号

○議長（能登谷正人君） 日程第6 議案第7号八雲町新規就農支援資金貸付条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○農林課長（佐藤隆雄君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（佐藤隆雄君） 議案第7号八雲町新規就農支援資金貸付条例の一部を改正する条例について提案説明いたします。

概要説明書 1 ページの 7 をご覧ください。本条例は農業経営基盤強化促進法の改正に伴いまして新規就農者が安定的経営を目指し、そして作成します就農計画の認定団体が、都道府県から市町村に移管されたことから、既設条例の一部を改正しようとするものであります。現行条例の趣旨は八雲町内において新たに農業を開始したもの。いわゆる新規就農者に対しまして、その営農開始に必要な資金を貸し付けし、もって八雲町における農業の担い手確保を図るもので、貸付金の額は新規就農者 1 人につき 1 回に限り 200 万円以内の額を無利子で貸し付けることが出来るとなっております。

議案書 17 ページをお開きください。改正内容については、第 2 条の就農資金の貸し付けを受けることができる貸付対象者の規定の第 1 号において、これまでは北海道就農計画認定制度実施要綱に基づく就農計画で、知事の認定を受けたものとなっておりますが、この度の農業経営基盤強化促進法の改正によりまして、条例改正後は農業経営基盤強化促進法及び八雲町農業経営基盤強化促進構想に基づく就農計画で、町長の認定を受けたものとするものでありまして、認定団体が北海道から八雲町に移管されるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 27 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第 7 発議第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 7 発議第 1 号八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○13 番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13 番（岡田修明君） 発議第 1 号八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提出者を代表し説明をさせていただきたいと思っております。

本件は先ほど可決されました特別職の期末手当支給率の改定に合わせて、議員の期末手当

を特別職の支給率にあわせるため既設条例の一部を改正しようとするものであります。現行の支給率は6月が1.7月、12月が2.2月、年間で3.9月分となっており、6月期、12月期及び年間支給月数ともに特別職と相違があったため、6月支給分を1.7月から1.9月に、0.2月分の引き上げを行い、年間で4.10月として特別職の改正後の支給率と同様にしようとするものであります。

それでは、発議第1号の別紙をご覧願いたいと思います。第4条期末手当でございますが、6月に支給する期末手当について現行100分の170を改正後は100分の190に、0.2カ月分引き上げるものでございます。

附則でございますが、第1項は公布の日から施行し、平成26年6月1日から適用するものでございます。第2項は改正前の条例の規定に基づいて6月に支給された期末手当を、改正後の条例の規定に基づいて支給される6月の期末手当の内払とみなす規定でございます。

以上、簡単でございますが、提案説明とさせていただきます。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第8 議案第8号

○議長（能登谷正人君） 日程第8 議案第8号渡島檜山地方税滞納整理機構規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（梶原雄次君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（梶原雄次君） それでは議案第8号渡島檜山地方税滞納整理機構規約の変更について提案説明いたします。

議案書18ページであります。本件は機構議員の選出方法は6選挙区によりそれぞれ1名を選出することとしておりましたが、各選挙区において役職専有割合の不均衡が生じていることから、渡島選挙区4人、檜山選挙区を2人に変更し、不均衡を解消することについて協



議するため、地方自治法第 286 条第 1 項及び同法 290 条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

以上、簡単ではありますが議案第 8 号の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第 9 議案第 9 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 9 議案第 9 号新町建設計画の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○行財政改革推進室長（萬谷俊美君） 議長、行財政改革推進室長。

○議長（能登谷正人君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（萬谷俊美君） それでは議案第 9 号新町建設計画の変更について提案説明を申し上げます。

議案書 19 ページになります。本件は、合併した市町村への国の財政支援措置の 1 つである合併特例債につきまして、東日本大震災に伴う合併市町村にかかる地方債の特例に関する法律が平成 24 年 6 月に施行され、被害を受けた合併市町村にあつては合併特例債を発行できる期間が当初は合併年度及びこれに続く 10 年間であったものが 20 年間に延長可能となったことから、計画期間の延長と財政計画を変更するに当たり、当該変更にかかる北海道との協議が整ったため、市町村の合併の特例に関する法律第 5 条第 7 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、新町建設計画は熊石町八雲町合併協議会において平成 17 年 2 月に策定された計画で、合併後の基本方針や総合的な施策を定め、新町の速やかな一体化を促進し、地域の発展と住民の福祉の向上を図るための方針を示したもので、合併補助金や合併特例債などの国の財政支援を受けるための基礎になる計画でございます。

変更内容についてご説明申し上げますので、議案書 20 ページの別紙をご覧ください。計

画書1ページ。計画の期間ですが、平成17年度から平成26年度までの10年間であったものを平成37年度までの21年間に変更するものでございます。次に計画書75ページ以降の財政計画の変更でございますが、計画期間の延長に伴い変更するものでございまして、基本的な考え方ですが、計画当初は平成14年度、15年度決算額に基づき、旧熊石町、旧八雲町の歳入歳出の主な科目ごとに一定の条件を仮定して概算推計し、平成17年度から平成26年度までの財政推計をしておりましたものを、変更後は平成17年度から平成24年度までは決算額を、平成25年度は決算見込み額、平成26年度は当初予算額、平成27年度以降は平成26年度当初予算をベースに歳入歳出の主な科目ごとに、過去の実績や人口推移などを考慮し、一定の条件を仮定して財政計画を変更するものでございます。あくまでも現行の国の制度がそのまま続くことを想定して推計しておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議案書21ページから24ページは、現行と変更後の推計方法の基本的な考え方を歳入歳出の区分ごとにそれぞれ記載しております。また、議案書25ページから28ページは、現行と変更後の財政計画を歳入歳出の主な区分ごとに記載しておりますが、いずれも詳細の説明につきましても、省略をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、議案第9号の提案説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第10 議案第15号

○議長（能登谷正人君） 日程第10 議案第15号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○熊石教育事務所長（池田大蔵君） 議長、熊石教育事務所長。

○議長（能登谷正人君） 熊石教育事務所長。

○熊石教育事務所長（池田大蔵君） それでは議案第15号財産の取得について、ご説明申し上げます。

追加議案をお願いいたします。本件は11月25日開催の第6回臨時会で補正いたしました熊石地域のスクールバス1台の更新でございます。この購入につきまして、平成26年12月5日に2社で入札を行いました。落札した業者との契約締結にあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めようとするものであります。

議案第15号に記載のとおり、財産の種類及び数量はスクールバス1台であります。45人乗りでございます。取得の方法は契約の定めるところによるものであります。取得の金額は1,546万4,138円であります。契約の相手方は北斗市萩野33番地81函館日野自動車株式会社代表取締役河村隆平でございます。

以上、簡単でございますが、議案第15号の財産の取得についての説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 今までもスクールバスは更新していた時に気づかなくて、ここに限って言うのは本当、失礼で申しわけないんですけども。下取り、更新なので、下取りとして日野さんの方に古い方のバスは、そういうふうに価格交渉してやってるんですか。

○熊石教育事務所長（池田大蔵君） 議長、熊石教育事務所長。

○議長（能登谷正人君） 熊石教育事務所長。

○熊石教育事務所長（池田大蔵君） 先般の補正でもご説明したとおりですね、購入から13年経過しているということで、車体部分の腐食相当進んでおります。それで修理費等も相当かかるということで、現在のところは廃車の方向で考えてございます。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） ここ数年ですね、下取りよりも有利なもので動いてるってことも、車の中古での廃車等も含めてですね。そういう業者が非常に多くなってるんですけども。このスクールバスの廃車というふうに決めたのは、専門業者に見てもらって決めたんでしょうか。

○熊石教育事務所長（池田大蔵君） 議長、熊石教育事務所長。

○議長（能登谷正人君） 熊石教育事務所長。

○熊石教育事務所長（池田大蔵君） 修理見積もりをですね、依頼した業者さんに確認した中ではですね、修理をやってもどの程度の期間運行が可能かということですね、不確かだということです。そういうことで廃車の方向で、今のところは考えてございます。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） その、買い取り業者によっても数社あるんですけども、こんなの買

ってくれるのってというような状況をいくつか聞くこともあります。見積もり出したところが買い取り専門店かどうか分からないんですけども、元々高価なバスでございますので、売れるんじゃないかなっていう事もちょっと考えられるんですね。ぜひ、その辺のところを今後検討してもらいたいなと思って発言させていただきました。

○熊石教育事務所長（池田大蔵君） 議長、熊石教育事務所長。

○議長（能登谷正人君） 熊石教育事務所長。

○熊石教育事務所長（池田大蔵君） 車検がですね、一応6月20日まででなっておりますので、新しい車が納入するのが4月以降になるかと思っておりますので、その間にですね、いろいろと検討しながら、今のお話を参考にしながら進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時00分

開議 午前11時10分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

## ◎ 日程第11 議案第10号

○議長（能登谷正人君） 日程第11 議案第10号平成26年度八雲町一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○財務課長（梶原雄次君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（梶原雄次君） それでは議案第10号平成26年度八雲町一般会計補正予算（第12号）について提案説明いたします。

議案書の29ページであります。この度の補正は、歳入歳出予算及び地方債の補正であり

ます。歳入歳出の補正は、歳入歳出それぞれに 5,936 万 8,000 円を追加し、歳入歳出の総額を 117 億 3,851 万円にしようとするものであります。

それでは事項別明細書により歳出から説明いたします。議案書の 41 ページであります。1 款 1 項 1 目議会費 73 万 8,000 円の追加は、平成 26 年度人事院勧告において、期末手当の支給月数の改正があったことから、この改正に準拠をしようとするものであります。

2 款総務費、1 項総務管理費、2 目企画調査費 60 万 8,000 円の追加は、地域間幹線系統路線運行費補助金で、国と道による補助対象路線である地域間幹線系統の補助要綱が改正となり、これまでの赤字部分を補助する実績補助方式から、過去 3 カ年平均に基づき事前に補助金額を内定する事前算定方式に変更となったことから、過去 3 カ年平均に基づき事前に補助金額を内定する事前算定方式に変更となり、経費の増や収入の減少となった場合には、内定額を超える赤字部分の補助がなく、函館長万部線及び檜山海岸線 2 路線の合計 3 路線の維持が困難なことから、公共交通を維持するため、内定額との差額を補助しようとするものであります。

次に、5 目財産管理費 2,148 万 9,000 円の追加は、公共施設整備基金積立金で普通建設事業において特定財源が確保されたことから、今後の施設整備に対応するため、積み立てしようとするものであります。

次に、12 目地域振興対策費 923 万 6,000 円は、ふるさと応援寄附金奨励事業の追加であります。ふるさと応援寄附金奨励事業は第 2 回定例会で補正をお願いしました電子決済の導入効果等もあり、12 月 26 日現在 2,419 件の 3,393 万 8,000 円となっておりますが、さらに寄附の奨励や産業振興を目的とし、寄附者への迅速な対応可能な町内単独事業所の記念品をこれまでの記念品との取り扱いは区別し、株式会社サトフルに寄附金額の 12%を事務代行として委託し実施するための追加であり、8 節報償費から 25 節積立金まで 500 件の寄附を見込んでの計上であります。なお、25 節積立金には町内の方より 1 件の 1 万円を含めた計上となっております。

次に 3 目民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 23 万 8,000 円の追加は、障がい者福祉システム改修業務委託料で、相談支援事業所は、サービス等利用計画を作成した後にモニタリングを実施することとされておりますが、現行の障がい福祉システムでは対応できないことから、この機能を追加するため改修しようとするものであります。

3 目老人福祉費 12 万 1,000 円の追加は繰出金であり、内容につきましては介護保険事業特別会計で説明いたします。

4 目後期高齢者医療費 311 万 8,000 円の追加は、北海道後期高齢者医療広域連合負担金で、平成 25 年度療養給付費負担金の確定によるものであります。議案書 43 ページになります。2 項児童福祉費、2 目児童措置費 343 万 2,000 円の追加は、なかよし保育園委託料で、入所児童を当初 80 人を見込み計上しておりましたが、現在 99 名の入所であることと、保育所に係る保育単価の増額となったことによるものであります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、9 目簡易水道事業費 12 万 9,000 円の追加は繰出金であり、内容につきましては熊石地域簡易水道事業特別会計で説明いたします。

次に5款1項労働費、3目緊急雇用創出推進事業71万9,000円の追加は、国の緊急雇用創出事業の地域人づくり事業の第5次応募で採択された介護人材確保支援事業業務委託料で、介護分野における人材育成と確保を行うため、希望する事業所において介護分野での就労を希望する失業者等を雇用し、必要な知識、資格を取得し、就職や就業に結びつけようとするもので、町内の介護事業者へ委託し実施しようとするものであります。事業年度は平成26年度及び平成27年度で、総事業費は1,799万5,000円で、平成26年度実施分を計上するものであります。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費199万8,000円の追加は、農地情報システム整備事業業務委託料で、農地台帳の法制化により、管理項目等の追加に伴うシステム改修及びシステムの追加をしようとするものであります。

3項水産業費、2目水産業振興費及び3目漁港費から45ページの9款1項消防費、3目消防施設費までは、財源内訳の変更であります。43ページ戻っていただきまして、下の2目水産業費は、バイオマス利活用施設で整備の除排雪機械整備に起債を充当。次に3目漁港費は漁港整備事業に。議案書45ページの8款土木費、4項都市計画費、2目公園費は、落部公園トイレ新築事業に対し、平成25年度国の補正予算に計上された公共事業に係る地方負担額を基準にされた頑張る地域交付金を。3目消防施設費高規格救急車購入費に起債を計画しておりましたが、JAより車両本体の寄贈があったことから、艀装に要する経費が起債対象外となることから一般財源で対応しようとするものであります。

次に、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費9万3,000円の追加は、議案第1号において提案のいじめ対策委員に係る委員会開催に対応しようとするものであります。

次に、2項小学校費、1目学校管理費384万9,000円の追加は、公共施設整備基金積立金で、旧大関小学校校舎及び付属施設を学校法人日本大学へ有償譲渡することに伴い、補助事業により取得した財産のうち処分制限期間が残存する財産について、その相当分を補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律に基づき、公共施設整備基金のうち公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認を受けて積み立てた積立金に関する取り扱い要項により、次年度以降の公立学校施設整備事業に充当しようとするものであります。

14款1項職員費、1目職員給与費1,360万円の追加は、議案第2号から第4号において提案の給与等の改正に伴う職員手当等であります。なお、給料及び共済費は当初計上での対応が可能となっております。

以上、補正する歳出の合計は5,936万8,000円の追加であります。

続いて歳入であります。議案書37ページであります。1項1款1目地方消費税交付金4,000万円の減額であります。社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方消費税は1%から1.7%に改正となり、市町村への地方消費税交付金の交付は改正前は1%分は都道府県が2分の1、残り2分の1が、人口と従業員数により市町村へ交付、改正による0.7%増加分は社会保障4経費に充当することとなり、都道府県が2分の1、残り2分の1が人口により市町村へ交付されることになったところであり、当初計上については、これまでの交付実績を基に改正す

る増加を見込みつつ、消費の買い控え等を考慮し計上しましたが、普通交付税の算定結果及び平成 26 年度のこれまでの交付実績から当初計上分を見込むことが困難なことから減額するものであります。

12 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目民生費負担金 105 万 8,000 円の追加は、保育児童保護者負担金。14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金 119 万 1,000 円、15 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費道負担金 59 万 5,000 円の追加は、歳出で説明しました保育所入所児童の増等に対応するものであります。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金 11 万 8,000 円の追加は、歳出で説明しました障害児福祉システム改修業務にかかる障害者総合支援事業補助金であります。4 目農林水産業費国庫補助金 150 万円、5 目土木費 2,074 万 2,000 円の追加は、平成 25 年度の国の補正予算に計上された公共事業にかかる地方負担額を基準に交付された頑張る地域交付金であります。

15 款道支出金、2 項道補助金、4 目労働費補助金 71 万 9,000 円の追加は、歳出で説明しました緊急雇用創出推進事業に係る補助金で、5 目農林水産業費道補助金 199 万 8,000 円の追加は、歳出で説明しました農地情報公開システム整備業務に係る補助金であります。

議案書 39 ページになります。17 款 1 項寄附金、2 目ふるさと応援寄附金 501 万円の追加は、歳出で説明しましたふるさと応援寄附金であります。

20 款諸収入、5 項 7 目雑入は 10 万 3,000 円の追加で、いきいきふるさと推進事業助成金で、平成 26 年度函館市にて開催の第 52 回北海道の障がい者スポーツ大会の事業費に対し、北海道市町村振興協会実施の、いきいきふるさと推進事業による助成の見通しとなったことから同大会負担金に充当しようとするものであります。

21 款 1 項町債 6,634 万 4,000 円の追加は、歳出で説明しました各事業に対する追加、または減額であり、8 目臨時財政対策債は普通交付税本算定結果による追加であります。

以上、補正する歳入の合計は歳出と同額の 5,936 万 8,000 円の追加であります。

次に、地方債の補正であります。議案書 33 ページであります。第 2 表地方債の補正は目的は町有建物解体事業、限度額は 3,990 万円で起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであり、変更は合計で 9 億 5,730 万円を 10 億 2,363 万 4,000 円に変更しようとするものであり、変更する事業内容は記載のとおりであります。

以上で議案第 10 号平成 26 年度八雲町一般会計補正予算(第 12 号)の説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○7 番(田中 裕君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 田中君。

○7 番(田中 裕君) それで 3 点についてお聞かせ願いたいんですけども。先ほど総務費の企画費の中で、説明の中で 3 区間という表現されたんですけども、檜山とせたな、八雲せたな、ここは熊石八雲間も入ってるんでしょうか、まず。入ってないんですか。

(何かいう声あり)

○7番(田中 裕君) はい、分かりました。それと議案の1号で聞けばよかつたんだろうけども、いじめ対策というふうな表現が議案書に網羅されてるんですけども。ここ何年か私ども見て、学校の生徒を見ていると、そういうふうな雰囲気がないような感じするんですけども。現状と実態はどうなっているのかなということをお聞かせ願いたい。

それともう1点は、これ確認なんですけれども、給与の関係で若年層っていうふうな表現、説明されてるんですけども。若年層ということはどういう括りがあるのか、どの辺の方々を言ってるのか、それ確認でございますので、これあとで聞けばいいんだろうけども、ちょっとお聞かせ願いたい。

それと、地域間のこれ、ちょっと議長からお叱りを受けるかもわかりませんが、ちょっとこの辺の考え方、関連の関連なんですけども。ちょっと議長のお許しを得ながらちょっと、1点だけお聞かせ願いたいんですけども。私どもは雲石峠が開通してですね、初めての本格的な雪の時期になるんですよね。で、私ども3日間通ってきたんですけども、どうも運転していくと橋の高さ、高さがあまりにもあり過ぎて、ガードレールがなんとなく低いような気するんですよね。そうすると下り勾配ですから、そしてタツパもありますからね、高さも。あれ万が一、この間、岡田さんにもちょっと言われたんですけども、除雪をすると、そうすると、道路幅に道路の縁に雪が積もると、それが滑り台のようなことになって転落事故とかなる恐れがあるのではないかと。除雪は地元の東陽建設さんが一生懸命、日夜やって、私その業者さんの除雪体制がどうのこうのということは、でなくして。やはりガードレールの嵩上げというのをですね、なんら考えてやらないと、大きな事故になる恐れがあるのではないかなというふうな気するんですけども。河田課長、もし後ろにいたらですね、私河田課長と波長が合うものですから、やっぱり、国とか道あたりにですね、この辺の対策を町独自でですね、やるという方法も考えていった方が良くないかな。私、日夜あそこ通ってそういうふう思ったものですからね。町で要請していった方が事故防止に繋がるし、万が一あそこ転落していくと、救助ということになるとかなり困難性がありますよ。下にだいたい下がっていけないんだから。だからやっぱり落ちないように工夫をしていかなければならぬってのが、私は第1前提だと思うんですけど。河田課長の見解をお聞かせ願いたいんです。以上でございます。

○総務課長(山形広己君) 議長、総務課長。

○議長(能登谷正人君) 総務課長。

○総務課長(山形広己君) 給料の関係ですけども、若年層を中心に配分と。重きを置いて配分ということで、その若年層はまず基本的に新規採用職員については2,000円のベースアップになってます。で、まあだんだんだんだんですね、年齢が高くなっていくのにベースアップの分は金額的には下がって行って、55歳、一般的に55歳になると給与の改定はなしということで。40歳前後でもですね、給与の改定幅というのは5,600円で、一番低いのでいけば200円。ベースアップであっても月額で200円という事になってございます。

○学校教育課参事(本庄伯幸君) 議長、学校教育課参事。



○議長（能登谷正人君） 学校教育課参事。

○学校教育課参事（本庄伯幸君） それではいじめの現状についてお答えいたします。八雲町では道教委の調査に伴って年に2回、全学校、全児童、全生徒にいじめのアンケート調査を実施しております。その中で、年だいたい、具体的なちよっと、数字は今持ってきておりませんが、10数件のいじめっていうのがあがってくるんですが、これについては認知、学校としてその後、児童に聞き取りをして認知するものっていうのは、ほんのわずかです。また、それにつきましても調査の後、必ず解消についての追跡調査を行っておりまして、ほぼ全数が解消しているというふうな解答を得ております。以上でございます。

○建設課長（河田 實君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（河田 實君） 雲石トンネルの橋の件なんですけども。これはですね全部道路構造令って法律で規格決まっております。その中で何10年も経験の中で、防護柵は1メートル100、そして河川とかになった場合には1,200とだいたい決まってるんですね。それで今、それをもっと高くとなりますと規格外で、ようするに会計検査等対応した時に、どうしてもそう決まってるので。その中で今、高速道路とかありまして、その上に●●、被害あった場合には、よく網目ネットで雪落ちないような方法をとってるみたいでございます。それで、あそこ●●下に道路も入ってないんですけれども、それだけでそういった網ネットとかできるかできないかを協議しても良いんですけれども、相当難しいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。一応、要望は言っておきますけど、相当難しいと思っております。以上です。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） いじめの実態について、大人の社会でもいじめが存在してますから、だからとて子供がいじめた場合、やはり大人が手助けしていかなければならないと私も思っている。まあ幸いにして大したそういう問題がないような雰囲気を感じられるんですけれども。ただ、私も第2中学校の校下において私は日夜、登下校の子どもさん方をよく目にするんですけれども、2中の子供さんは登下校、非常にその和気あいあいとしてですね、登下校しているものですから。わが母校はそういういじめとか、陰湿な環境にはないなというふうな感覚を持ってるんですよね。1つにはやっぱり、登下校の態度を見れば大体、大人はこの雰囲気はおかしいなというふうな判断材料1つしてますから。子どもはやっぱり大人が町を挙げてですね、守ってやっていかなければならないというふうな認識で、日夜教育委員会のそれらのことに注視しながら教育してくださることを、お願いをしておきたいと思っております。答弁は結構でございます。

それで建設課長ね、あらいない。課長、分かるんだ。私もね、ガードレールの高さとかそういうのは、力学的な計算上できてるなっていうことは分かる。けどもやっぱりタッパがありますからね。一言、先ほど課長が要請だけしておくというふうなことで、万が一大きい事故にならないようにしてですね、これからもいろんな角度から安全点検を呼びかけていく

というふうなことで。答弁は結構でございますけども。呼びつけて、結構ですってことは失礼ですけども。なるべく何かの機会でご国と道等にあたりですね、実態を訴えておいていただければ良いのかというふうなことで。もし答弁がございましたら、何かあるような雰囲気感じるんです私。以上で。

○建設課長（河田 實君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（河田 實君） おっしゃったとおり、先ほど言ったとおり構造令って、法律決まっております。その中で、今言った通り高速道路の上、町道とか、網ネットで作っております。それで要望はしますけども、確かにおっしゃるとおり落ちたら危ないと。その中で、議員も前におっしゃったとおり、あそこはすごく景観がすごく良いですよ、紅葉とか。その時に高い網ネットが良いのか悪いか、場所もありますので。そういうの考えながらですね、開発、担当になりますので、設置できるか出来ないかも要望します。今言ったとおり景観も、すごく紅葉きれいなところなんで、それがどうなるかっていうのもありますけれど。一応要望しますが、そういうのを頭に入れて欲しいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

○13番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13番（岡田修明君） 6款の農地情報公開システム整備事業委託料について、中身の確認なんですけれども。先ほどのご説明だと、新たに示されて追加するシステムがありますよという表現でしたけども、どのようなシステムで、どのようなメリットがあるものなのかというところを確認させていただきたいと思っておりますし、農地情報公開というのは、農業者のみに公開できるのか、それとも我々農業者じゃない人間でもですね、公開できるような仕組みになっているのか、お聞かせいただければと思います。今、新規就農だとか離農だとか、いろいろな言葉が走ってますけれども。本当にこれからどうやってですね、この八雲の肥沃な大地、農地を守っていくかという部分は、いろんな人たちの力がこれから必要になってくると思うんで。このような趣旨でこの質問をさせていただきたいと思っております。

○農業委員会事務局長（佐藤隆雄君） 議長、農業委員会事務局長。

○議長（能登谷正人君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（佐藤隆雄君） この農地情報公開システム整備の事業でありますけれども、これにつきましては、国が本年度から実施しております農地中間管理事業における農地情報公開システムの整備に伴い、財政措置されるものとなっております。農地中間管理事業によりまして、農地利用の効率化や高度化等を円滑かつ効果的に進めるために、農業委員会が作成します農地台帳、これまでも農地台帳ってのがあったわけでありまして、これが本年度農地法の一部改正によりまして、法律によって位置づけられております。農地台帳システム整備事業につきましては、都道府県が自ら、または市町村への補助によって実施する事業でありまして、このシステムを導入している農業委員会等が農地法の規程に基づき

まして、農地台帳を調整するために既存のシステムの改修に要する経費を補助する事業となっております。各農業委員会におきましては、この事業により既存の農地基本台帳を農地中間管理事業に必要な農地情報や地図に修正整備した上で、電子データとしてパソコンで台帳管理することとなっております。各農業委員会の全国組織であります全国農業会議所は、このデータによりまして一元的マップシステムを構築し、インターネットを通じて利用者に公表しなければなりません。また、各農業委員会は、定期的に農地台帳の公表データをファイル形式で全国農業会議へ提供することとなっております。これらが、この整備事業の概要となっております。

ちなみに、インターネットの公表につきましては、来年度の平成 27 年 4 月 1 日からとなっております。それとシステム整備にかかる今後のランニングコストにつきましては、今後ないということでございます。それと農業者以外にも公開できるのかということでございますが、これは先ほど申しました全国農業会議が行いますところの公表データによりまして、農業者以外の方も見ることはできるということになっております。

以上で、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第 12 議案第 11

○議長（能登谷正人君） 日程第 12 議案第 11 号平成 26 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（山田耕三君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（山田耕三君） 議案第 11 号平成 26 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

議案書 49 ページであります。この度の補正は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,097 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 30 億 8,954 万円にしようとするものであります。

それでは事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書 53 ページ下段であります。3 款 1 項後期高齢者支援金等、1 目後期高齢者支援金 11 万 9,000 円の追加は、平成 26 年度後期高齢者支援金の納付額が確定し、既定予算に不足が生じるため、増額しようとするものであります。4 款 1 項前期高齢者納付金等、1 目前期高齢者納付金 1 万 8,000 円の追加は、同じく平成 26 年度前期高齢者納付金の納付額が確定し、既定予算に不足が生じるため、増額しようとするものであります。10 款町支出金、1 項償還金及び還付金、3 目償還金 2,083 万 7,000 円の追加は、節説明欄記載の国庫負担金等の平成 25 年度分が確定したため、その精算による返還金であります。

次に歳入であります。同じページの上段であります。7 款 1 項共同事業交付金、2 目保険財政共同安定化事業交付金 2,083 万 7,000 円の追加は、現時点での交付見込み額を勘案し、増額計上するものであります。11 款諸収入、3 項雑入、3 目一般被保険者第三者納付金 13 万 7,000 円の追加は、現時点での納付金見込額を勘案し、また、歳出に対応するため、増額計上するものであります。

以上、議案第 1 号の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○13 番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13 番（岡田修明君） 歳入の 11 款諸収入についてお伺いします。いわゆる第三者行為損害賠償金、事故の関係の賠償金だと思いますけれども。今回このようにしっかりと請求された上で増額になったこと、大変嬉しく思っております。この部分、対象となる件数というのは、1 年間どのくらい今の段階であったんですかね。それと今回こうやって増額計上されたっていうことは、しっかりとやってるんだろうなと思いますけれども。今の実情について、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○住民生活課長（山田耕三君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（山田耕三君） いわゆる交通事故による一時的に健康保険使って、後の納付金でありますけれども。年間でいきますと 4、5 件程度の件数であります。これにつきましては、この求償事務につきましては、国保連合会に委託して行ってございます。その点で漏れなく出来ているものと考えております。

（何か言う声あり）

○住民生活課長（山田耕三君） 答弁漏れがありましたので、すみませんでした。現在の件数ですけれども、1 件でありますけれども、当初予算を超えた金額となっております。

○7 番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7 番（田中 裕君） 1 点だけ。数字的なことでなくして、前期高齢者、後期高齢者という表現なんですけど、これは町の判断にはならないと思うんですけども。私も前期高齢者の

部類に入ってきたんですね。で、その前だったら前期・後期っていうのは人様のことだと思っていたんですけども、実際自分がそういう年代になったらですね、何となく寂しいっていうのか、うら寂しいっていうのか。もうちょっと表現がないのかなと思うんですね。ある時は、我々は団塊の世代と言われたんです。そして、それが終わったら前期高齢者。そして、後期高齢者。で、はたまた運転になれば若葉マーク。ある人によれば落ち葉マークって、そういうふうな時代になってきてるんですけども。何かしら私、そういう年代になったらですね、何かしら心のどこかに抵抗感があるんですけども。国でも何かしら名称がどうのこうのっていうニュースも、どっかで見たことあるんですけども。この辺、町行政としては、どのような見解といても難しいと思うんですけども、何かしら考え方おありでしょうか。あと言いませんから。1点だけお願いいたします。

○住民生活課長（山田耕三君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（山田耕三君） 確かに前期高齢者、後期高齢者という言い方がどうかという問題もあります。以前は老人保健法っていうことで、老人という言葉を使っていて、それがいかなものかということで、高齢者という言い方へ変わったのかなと。で、医療制度も後期高齢者医療制度とかも以前は長寿医療制度と、まあそういう腹案みたいのがあったようですが、今後、これは国の制度の言葉で、そのまま使ってくださいけれども、国の方も何かしらの動きで変われば、こちらも変えていくと。そういう対応となると思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 13 議案第 12 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 13 議案第 12 号平成 26 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（前小屋忠信君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（前小屋忠信君） 議案第 12 号平成 26 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

議案書 55 ページでございます。この度の補正は、議案第 4 号の一般職の給与に関する条例の一部改正に伴う職員給与の改正の補正で、介護保険事業特別会計歳入歳出予算のサービス事業勘定総額に歳入歳出それぞれ 12 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 2,267 万 3,000 円にしようとするものでございます。

それでは事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。議案書 59 ページの中段をご覧ください。1 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、1 目居宅介護サービス事業費で 7 万 3,000 円の追加は、2 節給料で 1 万 1,000 円、3 節職員手当等で 4 万 1,000 円、4 節共済費で 2 万 1,000 円を増額補正しようとするものでございます。次に 2 項 1 目居宅介護支援事業費 4 万 8,000 円の追加は、2 節給料で 1 万円、3 節職員手当等で 3 万 8,000 円を増額補正しようとするものでございます。

これに対応する歳入についてご説明申し上げます。同じページの上段をご覧ください。3 款繰入金、1 項各会計繰入金、1 目一般会計繰入金 12 万 1,000 円の追加は一般会計の繰入金で、歳出に対応した次第でございます。

以上、簡単ではございますけれども、議案第 12 号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第 14 議案第 13 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 14 議案第 13 号平成 26 年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○地域振興課長（牧 茂樹君） 議長、地域振興課長。

○議長（能登谷正人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（牧 茂樹君） 議案第 13 号平成 26 年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別

会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書の62ページであります。この度の補正は、議案第4号により決定いただきました給与等の改正に伴う歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出の補正は歳入歳出にそれぞれ12万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を1億2,351万8,000円にしようとするものであります。

それでは事項別明細書により歳出から説明いたします。議案書66ページ下段であります。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費12万9,000円の追加は、議案第4号により決定いただきました給与の改正に伴う給料及び職員手当等であります。なお、共済費は当初計上により対応が可能となっております。

続いて歳入であります。議案書の同じページ上段でございます。3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金12万9,000円は、歳出に対応した額を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で、議案第13号平成26年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第15 議案第14号

○議長（能登谷正人君） 日程第15 議案第14号平成26年度八雲町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（九十田亨君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（九十田亨君） 議案第14号平成26年度八雲町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案書69ページをお開きください。この度の補正は、人事院勧告による国家公務員の給与と改定に準じ、八雲町一般職員の給料等が改定されることに伴い、水道事業職員給与費が不

足することから補正するもので、第2条の収益的収入及び支出の予算第3条に定めた既決予定額2億1,996万円に33万3,000円を追加し、支出の予定額を2億2,029万3,000円にしようとするものです。なお、収入につきましては、今回の支出の補正額が収入予定額の範囲内にありますので、予定額に変更はありません。

補正する支出の内容について、補正予算実施計画によりご説明いたします。70ページをご覧ください。1款水道事業費用、1項営業費用、1目総係費33万3,000円の追加は、人事院勧告に伴い、不足する水道事業職員の給料3万9,000円と、手当29万4,000円を増額するものです。次に、69ページに戻りまして、第3条議会の議決を経なければ流用する事のできない経費は、予算第8条に定めた職員給与費4,446万7,000円の既決予定額に33万3,000円を追加し、4,480万円とするものです。

以上、議案第14号平成26年度八雲町水道事業会計補正予算（第1号）の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 0時00分

開議 午後 1時00分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

## ◎ 日程第16 諮問第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第16 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。



○町長（岩村克詔君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについてご説明を申し上げます。本件は現人権擁護委員である山田須美子氏の任期が、平成27年3月31日をもって満了となるため、後任者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるもので、再度、同氏を推薦しようとするものであります。

同氏は平成18年4月から現在までの3期9年間もの長きにわたり人権擁護委員を務め、積極的に活動され、人格、識見とも高く、広く社会の事情に通じた方であります。

従いまして、同氏を人権擁護委員の適任者として再度、推薦をいたしたいと思いますので、議員各位のご同意をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくお祈りをいたします。

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。

本件については質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり適任と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、山田須美子さんを人権擁護委員として適任とすることに決定いたしました。

## ◎ 日程第17 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備 事業推進特別委員会調査報告書

○議長（能登谷正人君） 日程第17 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会調査報告書を議題といたします。

本件につきましては、平成26年6月12日第2回定例会において特別委員会が設置され、調査が終了するまで閉会中の継続審査の付託がされていたものであります。このほど調査が終了し、報告がなされたものであります。報告書はそれぞれのお手元に印刷、配付のとおりであります。委員長から発言を求められておりますので、これを許します。

○14番（黒島竹満君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 黒島委員長。

○14番（黒島竹満君） 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用並びに周辺整備事業推進特別委員会における調査の結果について報告をさせていただきます。当委員会の活動方針は、基地の所在する町として、町民と基地との調和をより一層推進するため、町と議会が一体となって取り組む必要を確認いたしました。また、当委員会の活動の柱であります防衛省の要望活動が、八雲分屯基地と密接に関係することから、八雲分屯基地司令を訪問し、特別委員会の設置の思いと趣旨について説明。ご理解をいただき、要望事項案の検討に着手いたしました。

会議では、幹部その他出席者のもとに、基地の有効活用及び周辺整備事業の要望事項につ

いて精査、検討し、大きく2点にとりまとめてあります。1点は飛行場機能の整備、充実や地産地消の推進、協力など、基地有効活用に関すること。もう1点は、防災行政無線の整備など、基地周辺整備事業の採択に関するところでもあります。これら要望に対して、限られた時間の中で防衛省及び北海道防衛局から誠意ある対応をいただき、また、厳しい財政状況や制度上の課題について説明を受けて、反面、有益な情報や指導をいただくことができました。執行部共々、今後の活動に反映していきたいと考えております。

つきましては、基地のある町として、周辺住民の十分な理解と協力を得ることは勿論のこと、関係機関や地元自衛隊関係団体との協調を図り、さらに継続した要望活動が、今後必要であることを申し添え、委員長報告といたします。

○議長（能登谷正人君） 委員長報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 今、報告された報告書の中に「主たる調査・要望事項と回答」という項目がございます。で、基地有効活用関係ということではありますが、その中に特段書かれているわけではありませんけれども、先般、千歳に沖縄の宜野湾市の普天間基地に配備されているオスプレイが飛来いたしました。で、八雲の基地は1,800メートルの滑走路があるということでもあります。で、オスプレイはそうした滑走路も必要ないものですか。必要ないというか、どこでもこう着陸できるような特性を持っているものですが。そうした、今、全国各地、日本上空をオスプレイが訓練で飛んでいるのではないかということが言われています。

八雲分屯基地でもオスプレイの飛来は想定されているのかどうか、お伺いいたします。

○14番（黒島竹満君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 黒島委員長。

○14番（黒島竹満君） ただいまの佐藤議員の質問でございますけれども、あの、八雲ではそういうふう、今実態がない。そしてまた、そういう話もありません。

個人的な部分については、大変、今回札幌に来たオスプレイの経済的な効果は、かなりあったのではなかろうかなというふうに思っておりますけれども。八雲では今のところそういう実態はありません。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。あの、さっきちょっと千歳って言いましたけれど、丘珠。

○1番（佐藤智子君） あ、間違えました。失礼いたしました。

回答は求めませんが、いついかなる要請が来るとも限りませんので。そうなった時には、経済効果というのは否めないのかもしれませんが、オスプレイというのは、未亡人製造機ではないかというふうに言われてるぐらい、あの、事故が多い危険性が謳われていますので、住民の安全・安心上ですね、やはり反対しなければならないものだ、日本共産党議員団は思っておりますので、そのことを述べて、質疑を終わらせていただきます。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会調査報告書については、これをもって報告済みとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、特別委員会報告書については、これをもって報告済みといたします。

### ◎ 日程第 18 議会広報広聴常任委員会研修視察の報告

○議長（能登谷正人君） 日程第 18 議会広報広聴常任委員会研修視察の報告を議題といたします。本件につきましては平成 26 年 9 月 18 日委員派遣を承認し、10 月 21 日、22 日の両日、議会インターネット中継の調査のため研修視察を行いました。このほど調査が終了し、報告がなされたものであります。報告書はそれぞれのお手元に印刷、配付のとおりであります。委員長から発言を求められておりますので、これを許します。

○8 番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井委員長。

○8 番（赤井睦美君） 議会広報広聴常任委員会として、平成 26 年 10 月 21 日、22 日の 2 日間、十勝管内芽室町議会と鹿追町議会に視察に行きまいりましたので、ご報告させていただきます。

詳細につきましては、お手元に配付しております報告書に記載のとおりでありますので、省略させていただきます。この度の視察の目的は、議会の映像配信についてです。今後、八雲町議会としましても、議会改革の一環として取り組んでいかなければならない課題であり、合併をした町として、また、選挙区廃止を決定するときに熊石地域住民の皆様に、議員みんなで地域の声を拾います。議会の動きは出来る限り報告します。と、お約束したことはしっかりと実現させていかなければならない課題であると捉え、2つの異なる方法で中継している議会を視察させていただきました。分かり易い議会、開かれた議会を推進しながら町民と協働し、町民の幸せに繋がるまちづくりをしていくことを議会基本条例でお約束した以上、常に町政がどう動いているのかという情報提供。情報共有を行いながら、町政と議会の透明性を図るのも我々の務めだと思っております。そのためにも議会映像を配信することは有効な手段の 1 つであると強く感じてまいりました。また、映像配信に取り組むに当たり、視察させていただいた両町から学んだことは、今まで以上に議員の資質向上と分かり易い言葉遣いに努めていかなければならないということです。そして、映像配信や議会広報紙は、広報活動であり、既にそれと並行して町民の声に耳を傾ける広聴活動を行うことも重要であるこ

とを痛感してきました。報告書にも記載いたしました。映像配信をしている議会は、改革への取り組みも進んでいるため、議会改革についても貴重なお話をお伺いすることが出来、非常に有意義な視察となりました。

今後は、今回の視察で得た情報や知識を八雲町に合った形で活かし、それらを、町民が知りたい議会、参加したい議会に繋げていきたいと思っております。

以上で、委員長報告といたします。貴重な時間を頂戴いたしまして有難うございます。

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。

議会広報広聴委員会の研修視察にかかわる報告書については、これをもって報告済みとすることに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、議会広報広聴常任委員会研修視察報告書については、これをもって報告済みといたします。

#### ◎ 日程第 19 請願第 1 号から請願第 3 号まで

○議長（能登谷正人君） 日程第 19 請願第 1 号から請願第 3 号、漁業用燃油にかかわる軽油引取税の免税措置の堅持に関する国への意見書提出を求める請願書について、関連がありますので、一括議題といたします。本件については、今定例会の初日において、総務経済常任委員会に付託いたしました。その審査結果の報告書が提出されております。報告書については、お手元に配付のとおりであります。本件について委員長の報告を求めます。

○6 番（掛村和男君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 掛村総務経済常任委員長。

○6 番（掛村和男君） それでは、請願についての総務経済常任委員長の報告を申し上げます。

本委員会に付託された 3 件の請願を審査をした結果、次のとおりと決定いたしましたので、会議規則第 92 条第 1 項の規定により、報告をいたします。受理番号は請願第 26 の 1、付託年月日は平成 26 年 12 月 8 日、件名は漁業用燃油にかかわる軽油引取税の免税措置の堅持に関する国への意見書提出を求める請願書。次に受理番号、請願第 26 の 2 及び 26 の 3、共に付託年月日と件名は請願第 26 の 1 と同一でございます。この 3 件の請願の内容は全く同一でありましたので、平成 26 年 12 月 8 日開催の総務常任委員会において、一括で請願書の審査を行いました。請願趣旨にもありますように、漁業経営の安定を維持することは必要であり、そのためには、必要な税制措置を講ずることが極めて重要であることから、付託された 3 件の請願内容は妥当としたものであります。

以上、慎重に審査したところ、全会一致で採択すべきものと決定いたしましたので、委員長報告とさせていただきます。

○議長（能登谷正人君） ただいま、総務経済常任委員会委員長から報告がありましたが、この委員長報告について質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに、請願第1号から請願第3号までを一括して採決いたします。請願第1号から請願第3号、漁業用燃油に係る軽油引取税の免税措置の堅持に関わる国への意見書提出を求める請願の委員長報告は、採択すべきものです。委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号から請願第3号は委員長報告のとおり採決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第20 発議第2号

○議長(能登谷正人君) 日程第20 発議第2号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関わる意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○8番(赤井睦美君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 赤井さん。

○8番(赤井睦美君) 年金積立金の専ら被保護者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書について、提出者を代表して説明させていただきます。

年金は老後の生活保障の柱となっています。GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま政府が一方的に見直しの方向性を示すことは、問題であると言わざるを得ません。それによって以下の3点を強く要望いたします。1、年金積立金は、厚生年金保険法等の規程にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。2、これまで安全資産とされていた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、行わないこと。3、GPIFにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第21 発議第3号

○議長(能登谷正人君) 日程第21 発議第3号再生可能エネルギー拡大の条件整備を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○1番(佐藤智子君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○1番(佐藤智子君) 発議第3号再生可能エネルギー拡大の条件整備を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

福島原発事故後、各電力会社が原発以外の電源開発をすすめるもとの、北電は当時試運転中だった泊原発3号機の営業運転を道が認めたこともあり、原発依存度を44%と全国トップレベルにまで高めました。さらに、北電は再生可能エネルギーの普及が急速に進むもとの、送電線などの設備不足、太陽光や風力は季節や天候、時間帯によって発電量が variability 不安定であること、蓄電設備を補う火力発電の設備の必要性などを強調して、買い取り制限に踏み切りました。しかし、日本は、太陽光や風力などの自然・再生可能エネルギーが電源全体に占める割合は、わずか2%程度で、買い取りを制限する理由にはなりません。

よって、政府には買い取り制限の容認を見直し、再生可能エネルギーの普及と送電網の整備など、条件整備に努めることを求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第 22 発議第 4 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 22 発議第 4 号労働者派遣法改定案に反対する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○2番(横田喜世志君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 横田君。

○2番(横田喜世志君) 発議第 4 号労働者派遣法改定案に反対する意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

政府の各種調査では、派遣社員の 4 割以上は正社員を希望しながら、なれなかったので非正規を選んだと答えています。北海道の非正規労働者は 42%と全国で 2 番目に高く、約 10 年間で 16 万人増となる一方、正規労働者は 17 万人減と、まさに正規労働者の非正規への置き換えという状況が進展しています。

よって、政府に対しては、正社員や直接雇用から派遣への置換えを、大規模にすすめる危険のある法改定は行わないように求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(能登谷正人君) 起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 日程第 23 発議第 5 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 23 発議第 5 号難病や小児慢性特定疾病の患者の自己負

担の見直しを求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○議長（能登谷正人君） 発議第5号難病や小児慢性特定疾患の患者の自己負担の見直しを求める意見書について提出者を代表して説明を行います。

原因がわからず、効果的な治療法がない難病や小児がんなどの子どもの慢性疾患への医療費助成の対象拡大は、患者・家族が長年求めていたものであり、この度の法制化は関係者に歓迎されています。一方で、新たな制度では医療費の自己負担割合を3割から2割に引き下げるものの、軽症患者を対象から外し、これまで自己負担がゼロだった重症患者や住民税非課税世帯にも自己負担を課し、所得に応じて最大で3万円の負担。さらに入院時の食費の負担増など、新たな負担を強いられる深刻な問題を含んでいます。

また、小児慢性特定疾病は児童を対象にしているため、支援が20歳で打ち切られる問題を残しています。難病や小児慢性特定疾病の患者は、医療費以外にも通院のための交通費や衛生材料の費用等を長期にわたって負担しなければならないことが多く、医療費等の自己負担が増えれば、受診を抑制する患者が出る懸念があり、患者やその家族の生活が立ち行かなくなるおそれがあります。

よって政府に対しては、難病や小児慢性特定疾患の患者の自己負担を見直すよう強く求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第24 発議第6号

○議長（能登谷正人君） 日程第24 発議第6号後期高齢者医療制度の「特例軽減措置」の継続を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。



○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 発議第6号後期高齢者医療制度の特例軽減措置の継続を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

特例措置対象者は均等割軽減が約37万人、所得割対象者が約6万5,000人で、被保険者全体の60%を占め、廃止措置によって2倍から3倍の負担増になる加入者も出ます。年金の削減、消費税増税、生活必需品の値上がりなどで、北海道の後期高齢者医療保険加入者を取り巻く状況は極めて厳しくなっており、この上、特例軽減措置が廃止されれば、対象となる被保険者に深刻な影響が出ることは明らかであります。

よって、政府には後期高齢者医療制度の特例軽減措置を引き続き継続するよう強く求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

## ◎ 日程第25 発議第7号

○議長（能登谷正人君） 日程第25 発議第7号ゆきとどいた教育の前進を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 発議第7号ゆきとどいた教育の前進を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

国がすすめてきた安上がりの政策の結果、学校では臨時・非常勤職員が増え続けています。

非正規頼みの状態は子供たちにとっても、教職員にとっても、十分な教育環境ではありません。教職員定数を改善するとともに、臨時・非常勤の正規化をすすめる必要があります。日本の「教育機関への公財政支出の対GDP比」は3.6%でOECD諸国中、4年連続最下位となっています。段階的にOECD平均並みの5.4%まで引き上げていけば、小・中・高の30人以下学級の実現のみならず、就学前から大学まで教育の無償化をすすめることが可能です。地方に負担を押し付けることなく、国の責任による教育条件整備をすすめることが必要であります。

よって、政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。1、国の責任で、すべての小・中学校、高校で30人学級を実現すること。2、国は、新たな教職員定数改善計画をつくり、計画的に教職員を増やすこと。3、国は、「高校授業料無償化」を復活すること。4、国は、所得制限による財源ではなく、教育予算を増やして、高校生・大学生に対する「給付制奨学金」制度をつくること。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎ 日程第26 発議第8号

○議長（能登谷正人君） 日程第26 発議第8号国民健康保険事業に対する国庫負担金の増額を求める意見書についてを議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 発議第8号国民健康保険事業に対する国庫負担金の増額を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

国民健康保険税の負担が、国民健康保険加入者の家計に重くのしかかっています。国民健康保険法第4条は、「国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならない」と国の責務を規定しています。

よって、全国的に苦しい財政運営を余儀なくされている国民健康保険事業に対する国庫負担金の増額を求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

失礼いたしました。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

## ◎ 日程第27 発議第9号

○議長（能登谷正人君） 日程第27 発議第9号特定秘密保護法の慎重な運用を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 発議第9号特定秘密保護法の慎重な運用を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

2013年12月、第185回臨時国会で制定された「特定秘密の保護に関する法律」は2014年10月に施行令と運用基準が閣議決定され、本日施行となりました。特定秘密保護法及び運用基準の内容には、国民主権や基本的人権の尊重、国民の知る権利や取材・報道の自由など、日本国憲法における国民主権の原則や平和主義を侵害しかねない内容が含まれています。世論調査では多くの国民が反対を表明しています。マスコミ、弁護士会、労働組合、市民団

体等、多くの団体も懸念と廃止を表明しています。

よって、下記事項について措置されるよう強く求めます。1、どのような行為が秘密保護法に反するのか、具体的な事例を示すこと。2、秘密の取扱者の適正評価に係るプライバシーの保護、守秘義務の基準を明確にすること。3、特定秘密として指定することのできる最長期間を定めること。4、内部告発によりもたらされた公益が秘密保持による公益を上回る場合に、内部告発者は報復を受けない規定を設けること。5、秘密にしてはならない事項を定めること。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

## ◎ 日程第 28 発議第 10 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 28 発議第 10 号安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○4 番（岡島 敬君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡島君。

○4 番（岡島 敬君） 発議第 10 号安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

平成 26 年に成立した「医療介護総合法」は、医療費抑制のため病床・病院を削減し、病院から地域に追い出された患者の受け皿は、地方自治体と住民の自助・共助というものであり、ただでさえ厳しい自治体財政と医療・介護従事者の人材確保が困難な中で、地域の医療と介護を崩壊させかねないものと考えます。介護分野でも、要支援者が利用できる訪問介護、通所介護などの保険給付を外し、「全国一律の保険給付から、地域ごとの事業へ」と変容さ

せることなどが盛り込まれております。限られた介護保険財政と人材の中で、さらに自治体財政を圧迫することとなります。

以上の趣旨から、次の事項について要望いたします。1、国の公的責任を自治体・住民に転化した医療介護総合法について、自治体・住民に負担をかけない対策を国の責任として講じること。2、安心・安全な医療・介護を実現するため必要な措置を講ずること。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

開議 午後 1時59分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

### ◎ 日程の追加

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。

ここで議事日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま、総務経済常任委員会の委員より発議第11号漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

発議第11号漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

### ◎ 追加日程第1 発議第11号

○議長（能登谷正人君） 追加日程第1 発議第11号漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○6番（掛村和男君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 総務経済常任委員長。

○6番（掛村和男君） それでは、漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書。本意見書につきましては、先ほど採択をいただきました請願第1号から請願第3号の内容を踏まえ、経済総務常任委員会で作成し、ここに提案する次第でございます。

昨今の漁業を取り巻く環境は、水産物の消費減退や価格の低迷など、極めて厳しい状況にあり、漁業経営は深刻な状況にあると認識しております。コストに占める燃油費の割合が極めて大きい漁業にとっては、燃油価格の上昇は経営を圧迫し、日々努力を重ねているものの、その範疇を超えております。この様な状況の中、漁業用燃油にかかわる軽油引取税の免税措置が廃止された場合、漁業者を廃業に追い込むこととなります。安定した水産物の供給を続けるためには、漁業経営の安定維持は不可欠であることから、国に対して漁業用燃油にかかわる軽油引取税の免税措置を堅持するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第29 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（能登谷正人君） 日程第29 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から所管事務のうち会議規則第73条の規定により、特定調査事項について閉会中の継続調査を行いたい旨の申出書が提出されております。

申出書はお手元に配付のとおりであります。

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

### ◎ 町長あいさつ

○議長(能登谷正人君) 町長から発言を求められておりますので、これを許します。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(能登谷正人君) 町長。

○町長(岩村克詔君) 本年、最終の議会となりました。第4回定例会終了に当たり、お許しをいただきましたので、お礼のご挨拶を申し上げさせていただきますと存じます。

昨年、10月23日に町長に就任をし、あっという間の1年間でありました。特にこの間、熊石パークゴルフ場関係、熊石あわびの里フェスティバルでのあわび産地表示問題、熊石相沼頭首工問題、総合病院の経営問題と、大変大きな事案が次々と出てきて、議員皆様方には多大なご迷惑をおかけし、適切にご指導とご協力によりまして、町政をすすめさせていただきましたことに、まずお礼を申し上げたいと存じます。

本定例会にご提案申し上げました各議案につきましては、議員各位の温かいご理解のもと、原案どおり可決、ご承認をいただき、感謝を申し上げますとともに、一般質問及び議案審議を通じて議員各位からいただきました多くのご意見、ご提言は、これを真摯に受けとめ、町政執行に活かしてまいります。

今、過ぎようとする平成26年を振り返りますと、4月1日から消費税率が5%から8%と17年ぶりの引き上げに、4月以降の消費は大きく落ち込んでいるとの報道があります。また、4月1日には新武器輸出三原則を閣議決定。7月には集団的自衛権の行使容認閣議決定。12月10日、本日から特定秘密保護法が施行されますが、憲法問題が大きく議論された年でもありました。8月19、20日の広島での集中豪雨で74人の死者。9月27日には御嶽山噴火で57名の死亡、6人の不明と、自然災害の恐ろしさを改めて実感をしたところです。亡くなりました人たちのご冥福と不明者の早期発見をお祈りいたします。

政府は円高デフレ不況からの脱却として消費税10%を1年半延期すると衆議院を解散し、現在、総選挙の真っ最中にあります。地方に恩恵が感じられるような国政の執行を期待しているところであります。

明るい話題としては、10月7日に今年のノーベル物理学賞に日本人3人が選ばれ、我が国のレベルの高さを世界に示し、子供たちや学生が夢を持つことになったと思います。北海道新幹線函館開業も11月20日にH5系車両内覧会が実施をされ、列車名も「はやぶさ」と「はやて」と発表され、10月1日からは試行運転も始まっております。開業まで遅くとも1年4か月を切り、道民の悲願が現実味を帯びてきました。八雲町にあっては、一昨年6月29日に札幌延伸の認可がされて以来、今週末の13日に立岩トンネル安全祈願祭が開催され

ることになっており、5,020 メーターについて、8年間の工期で進められることとなりました。また、鉄道運輸機構八雲事務所も仮住まいから来年4月より旧消防庁舎跡地に、当面15名前後でスタートする事務所が、4月頃より建設されることとお聞きしております。いよいよ八雲町民にも北海道新幹線の実感が出てきているものと思います。熊石福祉センター改築事業も完成間近となり、地域コミュニティーの拠点、交流施設として地域の方々に有効活用されることとなります。

そして、地域センター病院として八雲総合病院精神科病棟の改築完成に続き、本館棟の全面改築も来年11月の完成を目指して工事の最中にあります。その総合病院の経営については大変厳しい状況にあり、議員皆様方に大変ご心配をかけておりますが、町民の信頼に応えるべき総合病院の経営に病院職員一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位の温かいご理解をお願いを申し上げます。

観光と物産を切り口とし、交流人口の拡大による新しいまちづくりの拠点施策として整備をした、情報交流物産館1月12日プレオープン以来、当初の予想を大きく上回る順調な運営を続けており、農林水産業及び製造から販売に至る各機関の連携によって、八雲町の躍進が期待をしております。今年7月から地元特産品のPRを兼ねて、特産品を贈呈する制度に切りかえたふるさと応援寄付金奨励事業は12月8日現在で2,784件、3,755万8,000円と好評を得ておりますが、製造が間に合わなく、受付を一時中止するというコースも多く、件数・金額を伸ばすには、今後製造者、生産者の方々のご協力が必要となっております。その他、各分野において協働のまちづくりに役割分担をお願いしながら共に知恵を出し合い、対話を通じ、夢と活気あふれる町を目指し、道南北部の中心都市八雲町として取り組んでまいりたいと存じます。

この1年間、議員皆様には大変ご高配を賜りました。どうぞ議員各位におかれましてはご健康に留意され、ご家族共々よいお年を迎えられ、来る年もまた町民の幸せのため、活躍がされますよう、そして変わらぬご支援をお願い申し上げます、誠に簡単であります、挨拶といたします。この1年間、本当にありがとうございました。

### ◎ 議長あいさつ

○議長（能登谷正人君） この際、私からも閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年10月に改選し1年が経ち、新人の皆様もしっかり八雲町議会議員という立場にも慣れたことと思います。昨年、本定例会は去る12月8日に開会以来、本日までの3日間におたり、条例の制定や改正、各会計補正予算、町民からの請願書、及び議員による発議など、数多くの議案の上程、常任委員会、特別委員会からの報告等もありましたが、終始熱心にご審議を賜りまして、無事、閉会の運びとなりましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

改めて、議員各位並びに町理事者各位のご協力に対しまして、議長として衷心より感謝を申し上げます。思い返しますと、本年はスポーツにおいて学生たちの活躍が



目覚ましく、これからの八雲町にとって明るいニュースを提供してくれた一方で、襟をただし、町政に取り組まなければならないと改めて思い知る出来事もございました。町長はじめ、理事者各位におかれましては、これまで各審議の過程において議員から述べられました意見、提言等につきまして十分に尊重され、今後の町政執行に反映されますようお願いを申し上げます。次第でございます。

寒さも一段と厳しくなり、本年も余すところあとわずかとなりました。加えて、衆議院議員選挙を控え、例年より慌ただしい年末を迎えますが、この1年間町議会に寄せられました関係各位のご厚情、ご協力に対し、深く感謝を申し上げますと共に、議員並びに当局職員皆様におかれましては健康に十分ご留意をいただき、明るい新年を迎えられますようご祈念を申し上げます。今後も町政発展のため、一層のご尽力を賜りますよう、お願いを申し上げます。誠に措辞簡単でございますが、閉会に当たりましてのご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

### ◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

よって平成26年第4回八雲町議会定例会を閉会いたします。

[閉会 午後 2時16分]